

生徒心得

- (1) 生活規律の確立：学校生活の土台である日常の基本生活を大切にしよう。
- ア 服装・頭髪は高校生らしく清楚なものにしよう。
 - イ 礼儀作法（挨拶・言葉づかい・職員室への出入り・他人の話を聞くなど）を守ろう。
 - ウ 学習・睡眠・余暇の活用など、一日一日を計画的に規則正しく過ごそう。
 - エ 学校生活や悩みの相談など、家族との対話をもとう。
 - オ 生命の尊重と心の健康保持に努め、健康管理・交通安全に心がけよう。
- (2) 学習意欲の向上：高校生の本分は学業であることを忘れない。
- ア 授業に真剣に取り組もう。
 - イ 予習・復習を欠かさないようにしよう。
 - ウ 最低でも「学年＋1時間」の家庭学習時間を確保しよう。
 - エ 到達目標を決め、その到達に向け努力しよう。
 - オ 学習の仕方や内容など分からないところは先生に積極的に質問しよう。
- (3) 集団意識の高揚：武義高生としての誇りをもち、健全な校風の樹立に努めよう。
- ア 個人の自由と責任とを自覚しよう。
 - イ ホームルーム活動や部活動をとおして連帯意識を強めよう。
 - ウ 武義高の伝統をより高めていくように努力しよう。
 - エ 読書、交友などによって望ましい人格を形成し、健全な人生観や価値観を育もう。
- (4) 特別指導及び懲戒の対象となる行為
- ア 学校の秩序を乱す行為（指導無視・暴言など）
 - イ 授業・考査・作業の怠学
 - ウ 考査に係わる不正行為（カンニング・答案改ざんなど）
 - エ 四ない運動違反
(車・バイクを、所持しない、運転しない、免許を取らない、乗せてもらわない)
 - オ 無届けアルバイト※1
 - カ 刑法犯行為（万引き・窃盗・暴力・脅迫・器物破損など）
 - キ 特別法犯行為（喫煙・飲酒・薬物乱用・不正乗車・危険物所持など）
 - ク 道路交通法違反行為（無免許運転・暴走行為・自転車安全走行違反など）
 - ケ 不良行為（いじめ※2・深夜徘徊・不健全娯楽・不良交遊・家出・証明書不正使用・不正ネット使用※3 など）
 - コ 高校生としてあるまじき行為

懲戒とは、学校教育法及び学校教育法施行規則に基づく退学、停学及び訓告の処分の他、自宅謹慎、学校内謹慎、校長説諭などの指導を行うことです。

※1 アルバイトは、学業や部活動に専念するため、入学後夏季休業以前は、原則認めていません。長期休業中に希望する場合は届け出申請をしてください。

※2 相手が「いじめ」と感じたらいじめです。特定の個人を対象にした悪意のある言葉や行為はもちろんのこと、悪意がなくても相手に苦痛を感じさせたらそれはいじめです。

※3 携帯電話・スマートフォンやパソコンからの出会い系サイトや有害サイトへのアクセスには危険性が潜んでいます。また LINE や Twitter、SNS、掲示板への不正な書き込み（個人情報・他者への中傷・地域社会への迷惑）などは絶対にしてはいけません。

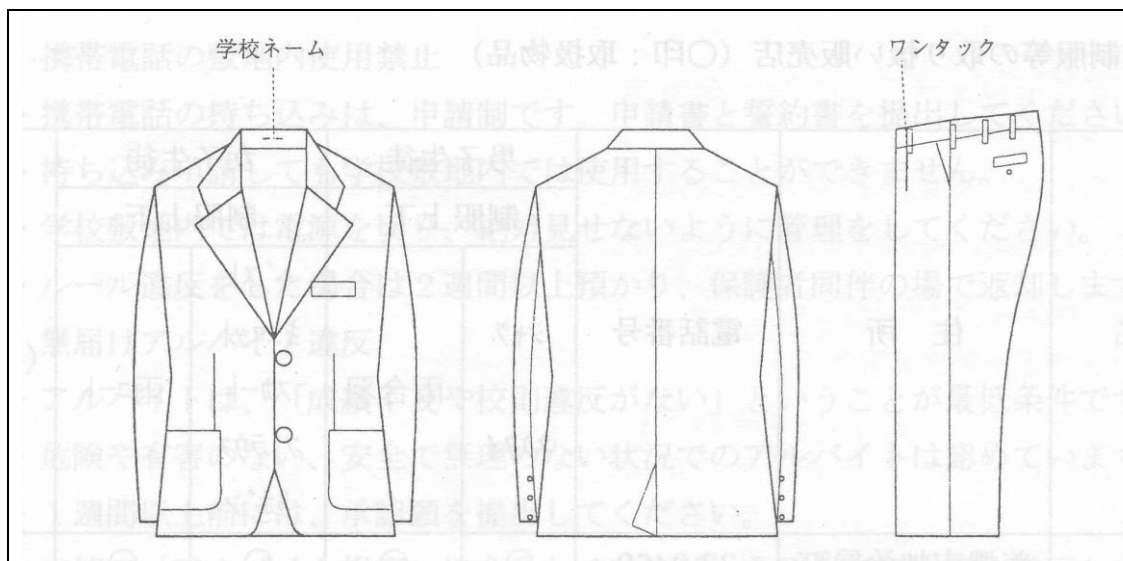
(5) 服装規定

服装は本校生としてふさわしい質素・清潔で体型に合ったものを着用し、常に品位を保つよう心がけましょう。

ア 制服 学校指定の制服とします。

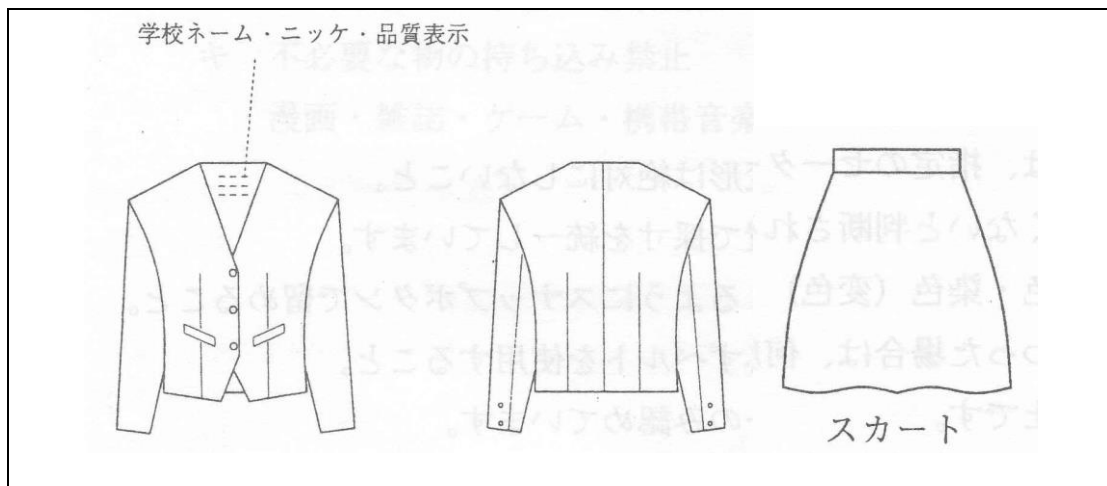
Aタイプ

ブレザー	シングル・2つボタン・紺色
ズボン	ワンタック・裾シングル・ベルト左下3cm にイニシャルの刺繍・グレー色
カッターシャツ	胸に学校の刺繍
ネクタイ	ワンタッチ式・チェック柄
セーター	紺色
夏半袖シャツ	胸に学校の刺繍
夏ズボン	冬期に準ずるものとする



Bタイプ

ジャケット	襟なし・シングル・3つボタン・グレー色
スカート	4枚ハギフレアー・ベルト左下3cm にイニシャルの刺繍・裾左上3cm に校章の刺繍・チェック柄
ブラウス	胸に学校の刺繍
リボン	チェック柄
セーター	紺色
夏半袖ブラウス	胸に学校の刺繍・リボンを装着
夏スカート	冬期に準ずるものとする



Cタイプ

ブレザー	シングル・2つボタン・グレー色
ズボン	ノータック・裾シングル・チェック柄
ブラウス	胸に学校の刺繍
リボン	チェック柄

武義高校制服等の取り扱い販売店（○印：取扱物品）

店名	住所	電話番号	Aタイプ制服		B、Cタイプ制服		スリッパ
			シャツ ネクタイ セーター		ブラウス リボン セーター		
かさや	美濃市加治屋町	33-0459	○		○	○	○
しばたつ	美濃市魚屋町	33-0339	○		○	○	○
イチヒロ	美濃市段	33-0311	×		○	○	×
オクダ	美濃市相生町	33-0811	○		×	×	×
シマダ	美濃市相生町	33-0353	×		○	○	×
PlazaA	関市平和通り	21-6173	○		○	○	×

イ 履物

- ・通学靴 華美でない短靴とする。
- ・上履 学年別色分けの指定スリッパを使用する。
*所定の位置（白い部分）に氏名を記入すること。
- ・靴下 華美でないものとする。

ウ 防寒具 華美でないものとする。※

エ 鞆 教材・教具の持ち運びに適したものを使用する。

オ ベルト 茶、黒色を基本とし、華美でないものとする。

※ 詳細は衣替え及び移行期間の時期にクラス掲示いたします。

(6) 校則等に違反する行為

ア 服装及び頭髪等の規定違反

- ・制服は本校の服装規定にそって着用し、変形は絶対にしないこと。
- ・スカートの長さは、膝頭の中心の位置より短くならないこと。
- ・リボンは第一ボタンが隠れる位置にくるようにスナップボタンで留めること。
- ・ズボンはウエストの位置で着用し、必ずベルトを使用すること。
- ・防寒用セーターの着用は、指定のセーターのみ認めています。
- ・奇抜な髪型はしないこと。
- ・脱色、染色、付け毛などは禁止です。
(変色した髪の色は、元に戻すことになります。)
- ・メイクアップ化粧品は禁止です。
- ・マニキュア、付け爪、ピアス、ネックレス、指輪、ブレスレット、カラーコンタクト、大きな髪止めなどは禁止です。

注1 制服変形の場合は買い換え又はリフォームしていただくこともあります。

2 制服を譲り受けられる場合は、生徒指導部でサイズの確認をします。

その後、所定のイニシャルを入れていただきます。

イ 携帯電話・スマートフォンの敷地内使用禁止。※

- ・学校敷地内では使用することができません。
- ・学校敷地内では電源を切り、貴重品ロッカーにしまうこと。(鞆の中、ポケット等に入れ持ち歩かない。)
- ・ルール違反をした場合は預かり指導後、保護者同伴の場で返却します。
※詳細は入学後プリント配布し説明をいたします。

ウ 自転車安全走行違反

- ・信号機無視、夜間の無灯火走行、傘さし走行、走行中の携帯電話使用、二人乗り、並列走行、イヤホン(ヘッドホン)等を聞きながらの走行、歩行者の通行妨害などは禁止です。
(自転車は「車両」の一種であり、道路交通法の対象です。)
- ・自転車通学の場合には、申請書を提出してください。賠償責任保険(加害者になった場合の補償)に加入することが条件です。
(詳細は「自転車通学許可申請書」を参照)

エ 不必要な物の持ち込み禁止

- ・漫画・雑誌・ゲーム・携帯音楽プレーヤなどは学校へ持ってこないこと。

(7) その他

上記の細部についてはその内容を印刷物で示し、集会及びホームルームで伝えます。